

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 9 日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 各位

安芸市市民課介護保険係

軽度者（要支援 1・2、要介護 1）への福祉用具貸与に関する届出について

日ごろから、本市の介護保険行政にご理解いただき、厚くお礼申し上げます。
令和 2 年 9 月 9 日付 2 安市民第 496 号により軽度者に対する福祉用具貸与の
取扱いについて通知をしたところですが、その届出については以下のとおりと
します。今後の手続きについては遺漏のないようご留意願います。

記

1. 貸与までの流れ

別添「軽度者の福祉用具貸与の例外給付フロー図」参照

2. 様 式

様式 1 軽度者に対する福祉用具貸与を位置付けたケアプラン提出について

様式 2 軽度者の福祉用具貸与に関する例外給付の確認申請書

3. 参考様式

参考様式 1 福祉用具貸与に関する主治医照会票（基準のイで判断する場合）

参考様式 2 福祉用具貸与に関する主治医照会票（基準のウで判断する場合）

※参考様式はあくまで参考であり、医師の所見を確認できればその手段は問いません。

4. 届出の提出時期について

必ず、貸与開始前までに提出してください（貸与開始月の前月中の提出が望ましい）。届出提出前に貸与を開始した場合は、提出前の利用分は保険給付の対象となりません。要介護・要支援認定が更新されたときや、認定区分変更を行った

ときは、再度届出書を提出してください。

ただし、暫定ケアプランでサービスを利用する場合で、軽度者の例外給付が必要と見込まれるケースについては、暫定ケアプランと医師の所見を確認できる書類を提出してください。

5. 車いす貸与に係る「日常生活における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断のためのチェックシートについて

車いす貸与必要性の判断については、別添のチェックシートを使用し、その必要性の可否を判断してください。このチェックシートについては提出の必要はありませんが、ケアプランと併せて保管してください。提出いただくケアプランで車いす貸与の必要性に疑義が生じた場合等にチェックシートの提出を求める場合があります。